

日 薬 業 発 第 286 号  
令 和 6 年 11 月 14 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、後発医薬品の薬価基準収載等（令和6年厚生労働省告示第327号）に関するものです。

今回の一部改正は、令和6年11月12日より順次適用となります。

つきましては、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和6年11月12日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和6年厚生労働省告示第327号をもって改正され、令和6年11月12日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 339	3, 626	2, 068	26	13, 059

## 2 関係通知等の一部改正について

(1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和6年3月5日付け保医発0305第2号）を以下のとおり改正する。

- ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙3に別添2に掲げる医薬品を加え、令和6年11月12日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品  
※令和6年11月12日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	1214405A3036	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	ロピバカイン塩酸塩0.75%注75 mg/10mL「テルモ」	テルモ	260.00
注射薬	1214405A4032	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	ロピバカイン塩酸塩0.75%注15 0mg/20mL「テルモ」	テルモ	520.00

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」  
※令和6年12月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	1214405A3028	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	アナペイン注7.5mg/mL	サンドファーマ	520.00
注射薬	1214405A4024	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	アナペイン注7.5mg/mL	サンドファーマ	946.00
注射薬	1214405A5020	ロピバカイン塩酸塩水和物	1%10mL1管	アナペイン注10mg/mL	サンドファーマ	509.00
注射薬	1214405A6027	ロピバカイン塩酸塩水和物	1%20mL1管	アナペイン注10mg/mL	サンドファーマ	802.00

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	注射薬 ロピバカイン塩酸塩0.75%注75mg/10mL「テルモ」	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	260
2	注射薬 ロピバカイン塩酸塩0.75%注150mg/20mL「テルモ」	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	520